

昨年は、トリノ冬季五輪、FIFAワールドカップとスポーツの話題でメディアが盛り上がった一年であった。昨年に限らず近年はスポーツの話題がメディアを賑わすことがあります多くなってきている。いろいろなスポーツのプロ化も進み、選手の活躍の場も日本に限らず世界へと広がっている。スポーツに対する社会の注目度が高まるとともに、スポーツの世界で生じる紛争に対する社会の注目度も高まってきた。しかし、スポーツの世界で生じる紛争がどのように処理、解決されているのか、紛争の性質に応じた適正かつ公正な解決がなされているのか、

メディアで取り上げられる華やかな面に比べ、一般には必ずしも知られていない。

本特集では、スポーツに関する紛争解決手段の紹介を兼ねて、とくに二〇〇三年四月に設立された「日本スポーツ仲裁機構」を中心にスポーツ仲裁について取り上げる。裁判による解決に馴染みにくい面もあるスポーツに関する紛争は、どのように処理、解決していくべきか、今後の研究の参考とされたい。

# スポーツ紛争と解決手段



第一東京弁護士会会員

水戸 重之

Mizuho Miyazaki

- 一 スポーツ紛争の類型と特殊性  
二 紛争解決手段  
おわりに

## 一 スポーツ紛争の類型と特殊性

今日、スポーツは、「するスポーツ」「観るスポーツ」という二つの点で、国民の社会生活の一部を占めるようになっている。加えて、二〇〇四年のプロ野球界再編問題のように、関係者の法意

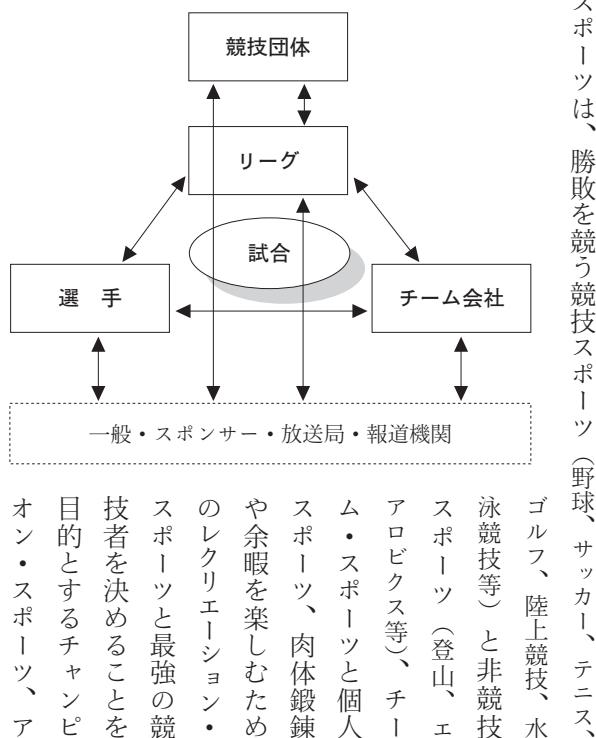
識、権利意識の向上がスポーツ紛争の顕在化をもたらし、かつ紛争自体が社会的関心を呼ぶ例もでている。スポーツ法学におけるスポーツ事故の責任論といった伝統的なテーマに加えて、スポーツ紛争の総合的な研究と、紛争の性質に応じた多様な紛争解決手段の設計、選択が求められているといえよう。

本稿は、スポーツに関する紛争とその解決手段について概観するものである。

## 1 スポーツ紛争とは

スポーツの定義は様々である<sup>(1)</sup>が、ここでは現在のわが国で一般的に「スポーツ」と呼ばれるものを念頭におき、広く、「健康、娯楽または競争意識満足のために（ときには職業として）一定のルールの下で行われる身体行動」と定義しておく。スポーツに関する紛争（以下「スポーツ紛争」という）は、(a)スポーツの種類、(b)紛争当事者、(c)紛争の法的性質、(d)国内・海外・国際紛争などに分類することができる。<sup>(2)</sup>

### (a) スポーツの種類



マチュア・スポーツとプロ・スポーツなどに分類することができ  
る。<sup>(3)</sup>

### (b) 紛争当事者

主としてスポーツを自己の職業・事業または社会的活動の中心とする者（団体を含む）を、「スポーツ関係者」と呼ぶこととする。<sup>(4)</sup>選手、チーム会社（球団、クラブ<sup>(5)</sup>、リーグ<sup>(6)</sup>、競技団体<sup>(7)</sup>などがこれにあたる。図表1は、野球、サッカー等のリーグスポーツを念頭に、スポーツ関係者間及び一般人との間の関係を示したものである。

### (c) 紛争の法的性質

スポーツ紛争は、法的紛争と非法的紛争に分類できる。非法的紛争は、さらに、競技自体に関するもの（ルールの制定改廃、審判の判定、選手間の接觸・負傷、チーム間の勝敗などをめぐる紛争。以下「競技関連紛争」とい

図表2 スポーツ関係者間紛争

	非法的紛争		法的紛争	
	競技関連(A)	組織・運営(B)	組織・運営(C)	その他(D)
対関係者	対一般			
選 手	○	○	○	○
チ ョ ン ハ ー	○	○	○	○
リ ー グ	○	○	○	○
協 会	○	○	○	○

スポーツと最強の競技者を決めることが目的とするチャンピオン・スポーツ、肉体鍛錬や余暇を楽しむためのレクリエーション・スポーツ、アントラーズ、アスリート、アスレティック等の競技種目を含む。

後述「スポーツ固有法」参照）。法的紛争に関するものに分けられる（これらには法的紛争に入るものもある。なお

図表3 スポーツ・コア紛争の実例

	対選手(会)	対チーム会社	対リーグ	対協会
選手(会)	①	②	③	④
チーム会社		⑤	⑥	⑦
リーグ			⑧	⑨
協会				⑩

- ①選手と選手：試合中の選手間トラブル（②③④の選手処分の形で現われる）、選手の労働組合性
- ②選手とチーム会社：選手契約・更改、代理人交渉、選手処分、解雇、選手の球団批判
- ③選手とリーグ：ドラフト制度、保留制度、トレード、FA、移籍制度（国内・海外）、肖像権・パブリシティ、選手処分、選手会との交渉（団体交渉）、ストライキ
- ④選手と競技団体：代表選考、ドーピング選手処分
- ⑤チーム会社間：スパイ疑惑、選手引き抜き、チーム譲渡、合併
- ⑥チーム会社とリーグ：リーグ加入資格、リーグ脱退、1リーグ制、球団二重保有
- ⑦チーム会社と競技団体：チーム会社監督の日本代表監督への引き抜き
- ⑧リーグ間：1国内の複数競合リーグ、独立リーグ
- ⑨リーグと競技団体：協会とリーグの対立、独立リーグ
- ⑩競技団体間・競技団体内：1国内の複数協会、協会分裂、競技団体内不正経理・横領背任

争には、事件・事故型と契約・規約型がある。一般的の法律問題同様、民事・刑事・行政事件との分類も可能である。

競技スポーツのうち、リーグ・スポーツに関する紛争を、右に述べたスポーツ関係者と紛争の法的性質に則して整理すると図表2のようになる（個人スポーツのケースも基本的にこれに包摂される）。非法的紛争のうち、（A）の競技関連紛争（試合のルールや審判の判定等）については原則として団体内紛争解決制度で解決すべきことに大きな異議はないであろう。<sup>(8)</sup>また、法的紛争のうち、（D）のスポーツ関係者と一般国民との間の紛争（選手の起こした刑事事件等）は、国家法の問題であり、裁判を中心とする一般的の紛争解決制度で解決すべきことにこれも異論はないであろう。<sup>(9)</sup>これら以外の、（B）の非法的紛争のうち競技関連紛争以外のものと、（C）の法的紛争のうちスポーツ関係者間の紛争（図表2の太枠内）。本稿では仮に「スポーツ・コア紛争」と呼ぶ）についても、スポーツ紛争に特有な点があり、特に検討を要する。図表3はスポーツ・コア紛争のパターンを、その実例に則して筆者が気づいた限りで整理したものである（個々の事件の固有名詞は伏すが、推察できる事案も多いと思う）。

#### (d) 国内・海外・国際スポーツ紛争

現在わが国で行われているスポーツは、相撲、柔道等は別として、海外から輸入されたものであり、制度も海外のそれと同一かそれらに倣っている点が多いため、紛争解決についても海外（特に米国）の例が参考になる。<sup>(10)</sup>また、オリンピック大会やワールドカップ、世界選手権などの国際的スポーツイベントが盛んになり、日本人選手が米国メジャーリーグや欧州圏内のサッカーカークランなどの海外のプロリーグで活躍するようになると、国際（クロスボーダー）事件としてもとらえられる。<sup>(11)</sup>この場合も関係者間の構造は、基本的に図表1があてはまる。

判の判定等）については原則として団体内紛争解決制度で解決すべきことに大きな異議はないであろう。<sup>(8)</sup>また、法的紛争のうち、（D）のスポーツ関係者と一般国民との間の紛争（選手の起こした刑事事件等）は、国家法の問題であり、裁判を中心とする一般的の紛争解決制度で解決すべきことにこれも異論はないであろう。<sup>(9)</sup>これら以外の、（B）の非法的紛争のうち競技関連紛争以外のものと、（C）の法的紛争のうちスポーツ関係者間の紛争（図表2の太枠内）。本稿では仮に「スポーツ・コア紛争」と呼ぶ）についても、スポーツ紛争に特有な点があり、特に検討を要する。図表3はスポーツ・コア紛争のパターンを、その実例に則して筆者が気づいた限りで整理したものである（個々の事件の固有名詞は伏すが、推察できる事案も多いと思う）。

#### (d) 国内・海外・国際スポーツ紛争

現在わが国で行われているスポーツは、相撲、柔道等は別として、海外から輸入されたものであり、制度も海外のそれと同一かそれらに倣っている点が多いため、紛争解決についても海外（特に米国）の例が参考になる。<sup>(10)</sup>また、オリンピック大会やワールドカップ、世界選手権などの国際的スポーツイベントが盛んになつたり、日本人選手が米国メジャーリーグや欧州圏内のサッカーカークランなどの海外のプロリーグで活躍するようになると、国際（クロスボーダー）事件としてもとらえられる。<sup>(11)</sup>この場合も関係者間の構造は、基本的に図表1があてはまる。

## 2 スポーツにおける「法の支配」の実現

### ・スポーツ権と憲法の私人間効力

スポーツ界も、憲法を頂点とする国家法の法秩序の中に存在するものであり、「法の支配」を受ける。国民がスポーツを行う権利・自由（「スポーツ権」）は、幸福追求権（憲法二三条）、生存権（憲法二五条）、学習権（憲法二六条）、職業選択の自由・営業の自由（憲法二二条一項）等の憲法上の人権により基礎づけることができる。これにより、国家権力によるスポーツ権の侵害に対しては司法権による救済が与えられる。

そして私人間の行為についても、憲法の定める価値秩序は普遍のものとして民間でも実現されるべきであるとの認識の下、私法の一般規定（民法一条、民法九〇条、民法七〇九条等）の解釈を通じて私人間への憲法人権規定を適用するという間接適用説により憲法価値の実現が図られる。<sup>12)</sup>

### ・司法権の限界と「部分社会の法理」

もつとも、あらゆる紛争（法的紛争も含め）を裁判所により解決することが適切かは別論である。かつて田中耕太郎裁判官は、「米内山事件（最判昭和二八年一月一六日）の少数意見として、「およそ法的現象は人間の社会に普遍的のものであり、必ずしも国家という社会のみに限られるものではない。……國家なる社会の中にも種々の社会、たとえば、公益法人、会社、学校、社交団体、スポーツ団体等が存在し、それぞれの法秩序を持つている。」と

して、法秩序多元論に基づき部分社会には司法権が及ばない領域があるとした（部分社会の法理）。そして、富山大学単位不認定事件（最判昭和五二年三月一五日）では、この法理に基づき、大学の単位認定について司法審査の対象とならないとされた。部分社会の法理に対する法の支配の原則から安易に司法権の及ばない領域を肯定すべきでないと批判も強い。また、この法理を肯定するとしても、あらゆる大規模団体に適用されるわけではなく、判例・学説上、適用があるとされるのは、それぞれ組織・活動について特に憲法上の根拠をもつ地方議会、大学、政党、宗教団体といった団体であることに注意を要する。田中裁判官の少数意見では独自の法秩序をもつ団体として、会社や社交団体と並んでスポーツ団体が挙げられていたが、米内山事件自体は地方議會議員の懲戒が問題とされた事案であった。

なお、スポーツ法学においては、スポーツ国家法に対して「スポーツ固有法」という概念が用いられることがある。<sup>13)</sup> ①スポーツ団体内の規約（団体協約）、②競技規則（ルール）、及び③スポーツマンシップ・フェアプレイ精神がスポーツ固有法であると説明される。スポーツ固有法の議論は、法秩序多元論を前提とする法社会学からのアプローチである点を十分理解しないと評価を誤るおそれがある。<sup>14)</sup> 筆者は、実定法学、法解釈学の立場からは、スポーツ固有法は私的自治とその限界及び司法権の限界の問題としてとらえれば足りると考えるが、非法的紛争（特に競技関連紛争）も含

めてスポーツの特殊性を踏まえたあるべき規範論を考える上では一定の意義ある概念と考える。

### 3 スポーツ紛争の特殊性

スポーツ（殊に現代スポーツ）は次のような特徴を指摘することができるよう。スポーツ紛争もこれらの特徴に起因する類型がある。

#### ① スポーツの身体行動性

スポーツは身体行動を伴う。そこでは、必然的に身体的事故や選手間の肉体的接触によるトラブルがありうる。特に格闘技の場合、競技自体に相手への肉体的攻撃が含まれ、それについての違法性阻却などが問題となる。

#### ② スポーツのルール性

ルールの存在は、スポーツ（特に競技スポーツ）にとって本質的なものである。前述のスポーツ固有法の観点からは、競技規則の一方当事者への不利益変更、競技規則とスポーツマンシップ・フェアプレイ精神との関係、「書かれるルール」（Unwritten Rules）の当否などもテーマとなる。

#### ③ スポーツの競争性

競技スポーツにおいては、勝敗や記録を競うという競争性が本質的な要素である。これが①の身体行動性と相まって、スポーツ事故を惹起したり、しごきをエスカレートさせることがある。また、勝敗を競うという特徴から賭けの対象となり（合法的なもの

としてスポーツ振興くじ「toto」）、賭博や八百長等の違法・不正行為が生じやすい。さらにスポーツの身体行動性と競争性から不正な身体強化であるドーピング問題が生じる。

#### ④ スポーツの縦社会性

スポーツの身体行動性、競争性から、競技者は厳しいトレーニングを要求され、チーム・スポーツではチーム内の厳しい規律が要求される。わが国の学校スポーツにおいては、教師、OB、上級生による指導が一般的であるが、学校の閉鎖性からその指導もときとして強権的・非合理的なものとなりがちである。ここにいわゆる「体育会系」という言葉に象徴されるような、命令・服従の上下関係が生じることになる。そこにはおのずと、しごきによる事故、セクハラなどが起きやすい土壌が生まれる。さらに、社会人スポーツ、プロスポーツにおいては、元選手やOBによる組織運営もしばしばみられるところであり、競技や選手への理解という点からは良い面があるものの、その体育会的体質が、ときとして不合理な運営や不正があつても競技者や下位者が正せない（逆らえない）という状況を生み出すこともある。

#### ⑤ スポーツの独占志向

競技スポーツは、その競争性より、唯一独占の地位を目指すという性質がある。最強の者は誰かということが関心事となり、チャンピオン・スポーツというカテゴリーを生み出す。最強者を決めるために、一つの国においては必然的に一つの競技団体が求めら

れ、最強者を決めるための試合形式（トップレベルのリーグ戦やトーナメント戦）が求められる。同じ競技について、複数の競技団体や複数のリーグ戦が存在する場合には、互いに優劣を決めたり統一を模索したりする傾向がみられ、その結果、競技団体の分裂・統合や競技団体間の紛争に発展することもある。

#### ⑥ スポーツの公共性

国民のスポーツ権及び法の下の平等の見地からは、「スポーツの公共性」を指摘することができる。そしてレクリエーション・スポーツについての政策や国・自治体などの行政の対応（指定管理者も含めて考えるべきであろう）については、平等原則や生存権的観点が要請される。チャンピオン・スポーツについても、学生競技や国民体育大会について配慮が必要である（人種による出場資格制限問題など）。さらに、一つの競技団体は、スポーツの独占志向から当該競技について国内唯一の公益法人（財団法人形態）であることが一般的があるので、わが国において広く競技を普及し強化する（普及と強化）という使命を有する。この点からその組織・運営にはとりわけ高い透明性と倫理性が要求され、当該競技についての国民のスポーツ権の享受を最大化する使命を負っている。公益法人たる競技団体内はブラックボックスであってはならないのである。

#### ⑦ スポーツの私的活動性

競技者がスポーツを行うことは国民のスポーツ権の行使として

の私的活動である。のみならず、たとえばプロ野球興行は、我が国の自由主義経済の下で行われる一二社の私企業（球団）が行う民法上の組合形態（または類似の契約）による共同事業と解され、憲法上は営業の自由（二三一条一項）、結社の自由（二一条）等に基づく私的経済活動という面がある。二〇〇四年のプロ野球界再編問題の際に、一部にプロ野球の国民的人気を背景とした「公共性」に言及する向きもあったが、法的には、野球興行が私的経済活動であることを前提に、私的自治の修正原理としての労働法や独占禁止法、企業の社会的責任論（CSR）から、その活動の指針や制限が議論されるべきであった。たとえば、独占禁止法の研究者によれば「スポーツ選手や俳優の活動との取引を制限する使用者の行為（たとえば、報酬カルテル）は、スポーツ選手や俳優が事業者であろうとなかろうと、独占禁止法の対象となる。使用者が共同して、事業者にはあたらない労働者の賃金について協定（最高賃金カルテル）<sup>(1)</sup>を結べば独占禁止法違反であることと同じである。」とされる。

(1) たとえば、千葉正士「スポーツ法学序説」六八頁以下、千葉正士＝濱野吉生編「スポーツ法学入門」（体育施設出版）五頁は、R.D.マンデルの「①特定の身体行動による競争、②それを規制する一定の規則、③実現をめざす特殊な象徴的様式」といういわゆる「三要因説」を紹介（Mandell、一九八四）、スポーツ法学の立場からもこの定義を採用したい旨を述べられているが、スポーツ法学は伝統的に学校の部活動としての登山事故やス

とらえるべきと考える。

(2) スポーツ紛争の類型については、千葉正士「スポーツ法学序説」（信山社）一二一頁以下（第六章スポーツ法の紛争処理機能）に詳しいが、筆者の整理とは若干異なる点があるので、併せて参照されたい。

(3) プロスポーツの定義も、選手、クラブ、リーグのいずれを基準に考えるかにより様々であるが、プロ選手抜きにプロクラブやプロリーグを考えることはできないから原則として選手を基準とすべきであろう。プロ選手とは、競技への参加や成績への対価・報酬を中心とする生活の糧（収入）とする競技者と定義することができるが、クラブ、リーグが全員プロ選手で構成されていないこともしばしられる。

(4) 広義のスポーツ関係には、スポーツ施設所有者及び管理運営者、スポーツ用品メーカー、スポーツクラブ（アスレチック・クラブ）、スポンサー、報道機関なども含めることができる。なお、従来は、スポーツと法の問題は、スポーツ事故との関係で取り上げられることが多く、判例も、学校、公務員、スポーツクラブ（アスレチック・クラブ）などの責任が問題とされた例が多くたが、それらは通常の訴訟手続の下で解決可能なものであった。本稿は、スポーツ紛争特有の紛争解決制度に焦点を当てることとしたので、これらをスポーツ・コア紛争から除外しているが、これらがスポーツ法学における重要なテーマであることにかわりはない。

(5) チームを保有する法人を、プロ野球では球団、サッカーJリーグではクラブと呼ぶが（英語圏ではいすれもClub(s)）、共通の語として「チーム会社」と呼ぶこととする（厳密には、Jリーグのモンティオ山形を保有する（山形県スポーツ振興）二世紀協会のよう）に社団法人であり会社法上の「会社」でないプロチーム会社も存在する）。なお、二〇〇五年に開幕した日本プロバスケットボールリーグ「bjリーグ」では、各チームの保有会社を文字通り「チーム会社」と呼んでいる。

(6) リーグの運営団体としては、社団法人形態のもの（Jリーグ）、競技団体内におくもの（実業団リーグ）、株式会社形態のもの（bjリーグ、四国アイランドリーグ）、参加チーム会社間で民法上の組合を組成し特に別

途リーグ運営法人を置かないもの（プロ野球）などがある。

(7) 競技団体とは、（財）日本陸上競技連盟、（財）日本水泳競技連盟、（財）日本サッカーアカデミーなど、主として（財）日本体育協会傘下の競技団体を指す。プロ野球のようにリーグの上位団体としての競技団体をもたないものもある（（財）日本野球連盟は社会人野球の競技団体である）。

(8) もっとも、スポーツ固有法の議論でみられるように、競技ルールやこれに関する競技関連紛争についてもスポーツ法学においては重要なテーマと考える。③②「スポーツのルール性」参照。

(9) 一般国民との間の紛争は、事件自体はスポーツ競技とは直接関係ないよううにみえても、その事件の背景にスポーツ界の特殊性やスポーツ選手をとりまく環境（とくにセカンド・キャリア問題）が関連していることが少なくなく、マスコミの注目が集まり社会的影響が大きいことから、スポーツ法学の研究対象とすべきである。一例をあげれば、一九九四年におきたアメリカン・フットボール界のスーパースター、O.J.シンプソンが、別れた妻とその友人の殺害容疑で逮捕された事件は、世間の耳目を集め、その裁判は、「世紀の裁判」と呼ばれたが、刑事訴訟では陪審員全員一致で無罪の評決が下され、民事訴訟では八五〇万ドルの補償賠償支払命令と二五〇〇万ドルの懲罰賠償支払が命じられるという結果となつた。事件から一年以上たった二〇〇六年一月、O.J.シンプソン自身が、自分が犯人だったらという仮定部分を含む著書「もし私がやつたなら」（If I did）の出版を月末に予定し、あわせてテレビのインタビュー番組が企画されているとの報道がなされまたもや世間を驚かせた。最終的には遺族への配慮などの理由で、出版、番組放映とも取りやめになった（二〇〇六年一月二二日朝日新聞朝刊）。

(10) 米国においては、MLB、NFL、NBAなどをめぐる多数の独占禁止法事件や労働法事件（訴訟・仲裁）があり、その後のスポーツ界のルール形成に影響を与えた事件も少なくない。

(11) 國際的イベントであるオリンピック大会に関しては、一九八〇年モスクワ五輪ボイコットに対する米国における訴訟、CASによる仲裁事例など

があり、サッカーの国際間移籍問題としては、欧州裁判所によるボスマント判決などがある。

- (12) 三菱樹脂事件（最判昭和四八年一二月二二日）、日産自動車女子若年定期制事件（最判昭和五六年三月一日）など
- (13) 千葉・前掲「序説」九五頁以下（同書一七〇頁注(4)にはスポーツ固有法についての佐藤千春教授の批判的見解も紹介されている）。また、千葉＝濱野・前掲「入門」一六頁、四一頁以下

- (14) 千葉＝濱野・前掲「入門」一六頁
- (15) 白井久明「スポーツにおけるセクシュアルハラスメント」（日本スポーツ法学会年報第一〇号「スポーツ法と文化—スポーツと女性」八〇頁以下所収）に事例が紹介されている。日本陸上競技連盟では、「倫理に関するガイドライン」(1992年9月)を作成し、セクハラが生じやすいコートと選手との接触について、「相手に接するときは、直接肌に触ることを避け、着衣の上からとする」、「競技者に触れるときは、本人の了解のもと第三者に同席を求める」「個室等で競技者に接することを避ける」というガイドラインを設けている。

- (16) 日本標準産業分類（総務省・1992年3月）において、プロ野球、プロサッカーは、大分類Q「サービス業（他に分類されないもの）」、中分類八四「娯楽業」に属するとされ、小分類「興行場、興行団」八四二五「演芸・スポーツ等興行団」の中で「プロ野球団、プロサッカー団」が例示されている。

- (17) 金井貴嗣＝川濱昇＝泉水文雄「独占禁止法（第二版）」（弘文堂）二二頁

## 二 紛争解決手段

スポーツ紛争の解決手段は、対象となる紛争の性質により設計され選択されるべきである。スポーツ紛争の解決手段としては、

紛争解決機関に応じて、大きく次の三つの手段が考えられる。

- ① 裁判所（国家司法機関）による解決
- ② ADR（仲裁、調停）による解決
- ③ 団体内紛争解決機関による解決

### 1 裁判所による解決

図表2にある法的紛争は、国民の裁判を受ける権利（憲法三二条）に基づき、「法律上の争訟」（裁判所法三条一項）として裁判所による解決が図られる。ただ、スポーツの縦社会性により本来裁判所で解決すべき法的紛争も、泣き寝入りに終わることも多い。ADR（特にスポーツADR）や団体内紛争解決制度の整備・公正化が求められるところである。これらの整備・公正化が進まない場合には、競技者の法意識の向上等ともあいまって、今後はスポーツ紛争が裁判の場で争われるケースも増えるのではないかと思われる。

### 2 ADRによる解決

訴訟による紛争解決は、一般に時間、費用がかかり、また当事者間に感情的なしこりを残すことも多い。そこで、これらの点を緩和・改善するために訴訟以外の紛争解決手段（代替的紛争解決手段、ADR = Alternative Dispute Resolution）が模索されてきた。具体的には、調停、仲裁がこれにあたり、主宰機関も、弁護士会や業

界団体など様々である。

二〇〇四年三月一日に「仲裁法」が施行され、二〇〇四年一二月には、「裁判外紛争解決手続の促進に関する法律」（いわゆる「ADR促進法」）が成立した（施行は二〇〇七年四月一日）。ADR促進法では、民間の紛争解決手続業務に対して法務大臣による認証制度が導入された（紛争解決事業者が認証を受けるか否かは任意）。

図表4は、裁判、仲裁、調停それぞれの紛争解決手段としての特徴を表したものである。

入口とは、手続を始めることについて、一方が強制的に開始できるか（強制）、双方の合意が必要か（任意）の区別である。裁判は、自力救済を禁じた代わりに憲法が国民に保障した「裁判を受ける権利」（憲法三二条）に由来するものなので、相手方は訴えを拒否できないという意味で、強制である。他方、仲裁は、仲裁合意がなければ利用できないし、調停は、相手方が話し合いに応じる義務はないという意味で任意である。仲裁と調停との違いは、仲裁がいったん仲裁合意が成立し手続が行われればその結果下される仲裁人の仲裁判断に判決同様の強制力が与えられるのに対して、調停は最終的に当事者が合意に

図表4

	裁判	仲裁	調停
入口	強制	任意	任意
出口	強制	強制	任意
手続	厳格	柔軟	柔軟

至らず調停不成立となれば紛争は未解決となるという意味で出口も任意である。また、裁判は、手続も判断基準も法律の定めに従つて運営されるという意味で厳格であるのに対し、仲裁・調停はより柔軟な運営が可能である。

スポーツ紛争に関するADRには、一般のADRと、スポーツ専門のADRがある。

#### (A) 一般のADR

一般に、ADR機関には、行政機関が運営する行政型と、民間団体が運営する民間型がある。行政型には、独立行政法人国民生活センターがある。民間型には、特定の業界団体が行う業界ADRと、特定の業界から独立した機関が運営する独立型がある。各弁護士会が運営する紛争解決センターは、民間型・独立型である。弁護士会の紛争解決センターは、二〇〇六年一月現在、全国で二〇カ所（一八弁護士会）に設置されている。弁護士会により仲裁センター、あっせん・仲裁センター、紛争解決センター等様々な名称がつけられている。

スポーツ紛争のうち、レクリエーション・スポーツなどでは、これらのADR機関での解決が期待される。

#### (B) スポーツADR

- ・スポーツ仲裁裁判所（CAS）
- ・スポーツ仲裁裁判所（Court of Arbitration for Sport (CAS)）

は、一九八四年に国際オリンピック委員会（IOC）が設置したスポーツ紛争解決機関である。一九九四年には中立性確保のためにIOCから独立して、スポーツ仲裁国際理事会（International Council of Arbitration for Sport (ICAS)）の下に移管され運用されている。わが国でもこのCASによる紛争解決を求めた例がある。水泳自由形の日本記録保持者でオリンピック二大会出場経験のあった千葉すず選手が、シドニー大会の予選会の一〇

○メートル自由形で優勝し、五輪参加A標準記録を突破したにもかかわらず、シドニー五輪代表選考に落選した。千葉選手はCASに対して代表選考のやり直しを求める申立てをし、その申立ては結論的には棄却されたものの、千葉選手の行動は、代表選考や不当な処分に悩む選手たちを勇気づけただけでなく、その後の日本スポーツ仲裁機構の設立にも影響を与えたといえる。

#### ・ 日本スポーツ仲裁機構 (JSAA)

日本版CASを設立する目的で、日本スポーツ仲裁機構 (Japan Sports Arbitration Agency: JSAA) がドーピングや代表選考に関する日本国内でのスポーツに関する紛争解決に特化した仲裁を行う機関として一九九三年四月に設立された。一九〇四年九月には、特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁制度をスタートさせ、また、一九九六年一〇月には、特定調停合意に基

づくスポーツ調停制度をスタートさせた。その詳細は本誌別稿に譲るが、筆者自身も、日本スポーツ仲裁機構の仲裁人として、あるスポーツ仲裁案件 (JSAA-AP-2003-003号)において三人の仲裁パネルの一人として仲裁判断に関与した。短期間で、アスリートの選手生命にかかる問題について、裁断型の紛争解決に当たることの難しさを痛感した次第である。

### 3 団体内紛争解決制度

スポーツ・リーグ組織においては、(a)組織内に一定の仲裁や調停制度を置き団体内紛争解決機関を設置すること、かつ、(b)独任制の最高権限機関を設置し（プロ野球ではコミッショナー、Jリーグではチエアマンと呼ばれる）、規約の最終的解釈権や紛争の最終的裁判権を与えることが多い（これも一種のスポーツADRといえる）。スポーツ団体内の紛争は必ずしも法的紛争ばかりではないこと、外部の判断になじみにくい点があることも考慮し、迅速かつ効率的な判断、解決を図るという趣旨かと思われる。しかし「法の支配」の原則の下では、特に基本的人権にかかる問題については、司法権による救済を認めるべき場合もある。以下には、プロ野球とJリーグにおける団体内紛争解決制度を、一九九六年現在の規約等を参考に見ていくこととする。

## ① プロ野球の場合

### ・コミッショナー

コミッショナーは、日本プロフェッショナル野球組織（プロ野球組織）の代表権と管理統制権を有し、「コミッショナーが下す指令、裁定、裁決ならびに制裁は、最終決定であって、この組織に属するすべての団体と個人を拘束する。」と規定されている（日本プロフェッショナル野球協約（以下「プロ野球協約」）または単に「協約」という）八条）。その他、コミッショナーの指令権、団体・個人間の紛争についての裁定権、制裁権が定められており（協約九条）、これらを行使するための手続きも定められています。コミッショナーは、プロ野球協約の当事者以外の団体・個人が野球に有害な行為をする場合、国家機関に対して、適当な措置を求めたり、防止のための立法措置を請願することになっている（協約一〇条）。また、プロ野球協約の解釈については、コミッショナーに最終判断権がある（協約一一条）。

### ・参稼報酬調停委員会と裁定制度

球団と選手はその間における紛争の最終処理を、コミッショ

ナーに一任し、提訴する場合は、プロ野球協約の規定に従った手続きで行う（協約三〇条）。

契約が保留され、選手と球団が次年度の契約条件のうち、參稼報酬の金額に関して合意に達しない場合は、選手または球団

は、所属連盟会長に対し、参稼報酬に関し、プロ野球協約による参稼報酬調停（俗にいう「年俸調停」）を求めることができる（協約三三一条、同九四条）。この参稼報酬調停委員会は、委員長たるコミッショナーと委員たる両連盟会長により構成される（協約九五条<sup>(1)</sup>）。手続きとしては、参稼報酬調停委員会は、選手本人、当該球団の役職員一名からそれぞれの希望参稼報酬額及びその根拠を聴取して調停を行う。このとき、参稼報酬年額を記入する箇所のみを空白とし、当該選手と球団が署名した統一契約書を提出しなければならない。この時点で当該選手は参稼報酬のみ未定の選手契約を締結した選手とみなされる。参稼報酬調停委員会は、所属連盟会長が調停の申請を受理した日から三〇日以内に調停を終結し、決定した参稼報酬額を委員長が統一契約書に記入後、所属連盟に提出することとする（協約九六条）。これららの規定から明らかなるとおり、これは和解あっせん型の調停ではなく、裁断型の仲裁であり、「年俸調停」という用語はふさわしくない。米国メジャーリーグでは、Salary Arbitration（年俸仲裁）という語が使われている。

その他の紛争については、球団、球団役職員、監督、コーチ、選手、連盟役職員、審判員、記録員、統計員は同じ連盟に属する球団または個人を相手として、所属連盟会長にあらゆる紛争につき裁定を求める提訴をすることができる（協約一八七条）。

セ・リーグ所属球団または所属選手がパ・リーグ側を提訴する場合（またはその逆の場合）は、提訴先はコミッショナーとなる（協約一八八条）。提訴期限は、提訴の原因が発生した日から三〇日以内とされ（協約一八九条）、書面の提出、証拠調べ、口頭の陳述、上訴などの手続きが定められている（協約一九一条、同一九二条など）。

なお、コミッショナー及び連盟会長は、野球を不朽の国技とし、利益ある産業とする目的を阻害するすべての行為について、プロ野球協約に明文上の定めがない場合であっても、これを制裁し、あるいは適当な強制措置をとることができる（協約一九四条）という強大な権限を与えられている。二〇〇四年のプロ野球再編問題の際にもこの規定を根拠にコミッショナーによる調整、解決に期待する声も一部にあつた。

## ② Jリーグの場合

### ・ チェアマン

チェアマンは、Jリーグの運営に関し、Jリーグ所属の団体及び個人の紛争解決及び制裁に関する最終決定権限を有する（Jリーグ規約（以下「規約」という）七条三項）。Jクラブと選手との間の契約に関する紛争については、当事者間での誠実協議による解決（規約一九八条）では解決できない場合にそなえて、チェアマンの諮問機関として裁判委員会を設置することになつ

ている（規約一三八条）。裁判委員会は、五名以内の委員（非常勤）をもって組織し、委員は、サッカーに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから（Jリーグの理事、事務局職員、Jクラブの役員・職員との兼職は禁止される）、理事会の同意を得てチェアマンが任命する（規約一三九条）。委員の任期は二年とし、再任可能である（規約一四〇条）。

### ・ 裁判委員会とチェアマン決定

Jリーグ所属の団体・個人は、①選手の契約に関するJクラブと選手との間の紛争、②選手の移籍に関するJクラブ相互間またはJクラブと選手との間の紛争、③前二号のほか、本規約上の権利・義務に関する紛争について、チェアマンの決定を求めることができる（規約一四四条）。裁判の申立書を受けとった裁判委員会は、申立内容を調査・審理の上、チェアマンに裁判案を答申し（規約一四五条）、チェアマンが答申を十分に尊重した上でJリーグ全体の利益を考慮して最終決定を下す（規約一四六条）。

チェアマンは、JクラブやJクラブ所属の個人（選手、監督、コーチ、役員など）の規約・規程違反に対し、裁判委員会等の事実関係の調査を経た上で、かつ、裁判委員会への諮問の答申を受けた上で、制裁を科すことができる（規約一四八条、同一五

○条)。制裁の種類は、クラブに対する場合は、譴責、制裁金、勝点減、出場権剥奪、除名(会員現在数の四分の三以上の多数による議決を要する)である(規約一四九条)。選手など個人に対す る場合は、このうち、譴責、制裁金、出場資格停止である。

チエアマンの下す決定はJリーグにおいて最終のものであり、当事者及びJリーグに所属するすべての団体及び個人はこれに拘束され、チエアマンの決定を不服として裁判所その他の第三者に訴えることはできないとされる(規約一六五条)。

### ③ 団体内紛争解決制度の限界

以上みたように、プロ野球、Jリーグにおいては、それぞれコ ミッショナー(プロ野球)、チエアマン(Jリーグ)という独任制 の最高決定機関の権威と権限の下、一定の団体内紛争解決制度を用意しているが、法的スポーツ紛争に関する限り、部分社会の法理等による司法権の制限等を安易に認めることは、かかる紛争解決手段の設計に参加する機会が選手に与えられない現状の下では、法の支配の原則を逸脱する危険があるものと考える。各制度において適正手続き(デュープロセス)の要請が満たされてい るか、団体内紛争解決制度で解決すべきスポーツ紛争か否か等を慎重に検討の上、規定いかんにかかわらず司法的救済を受けられ る場合があるものと解すべきである。<sup>(19)</sup>

## おわりに

我々の社会生活においてスポーツのもつ意義はますます大きくなっているといえるが、スポーツ紛争とその解決手段の総合的な研究は十分とはいえない。スポーツにおける「法の支配」実現のために、より多くの法曹や研究者による研究に期待したい。

### 【主な参考文献】

- 小笠原正「導入対話によるスポーツ法学」(不磨書房)
- 千葉正士「スポーツ法学序説」(信山社)
- 千葉正士・濱野吉生編「スポーツ法学入門」(体育施設出版)
- 川井圭司「プロスポーツ選手の法的地位」(成文堂)
- 小島武司「ADR・仲裁法教室」(有斐閣)
- 森浩寿・水戸重之「スポーツの法的側面」(笠川スポーツ財団「スポーツ白書(二〇〇六年版)」)
- 日本弁護士連合会「特集プロスポーツを巡る法律問題」「自由と正義」一九四年No.11)

(18) 選手側の利益を代表する者が全く参加しない調停委員会の構成に対しても批判が強い。浦川道太郎「野球協約と統一契約書からみたプロ野球選手契約の法的問題」、伊藤亮介「プロ野球選手の地位の日米比較」、桂充弘「Jリーグとプロ野球の比較—選手契約を中心にして」(いずれも「自由と正義」一九九四年No.11)

(19) 同旨、桂・前掲論文六四頁